

生成A I の利用に関する実施手順

(趣旨)

第1条 始良市が利用する生成A I に関し、始良市情報セキュリティポリシー（以下「セキュリティポリシー」という。）に基づき、必要な情報セキュリティ実施手順を定めるものとする。

(定義)

第2条 この実施手順において、「生成A I」とは、人間の指示に応じて文章、画像、プログラム等を生成できるA I モデルに基づくA I の総称をいう。

(生成A I 利用の目的)

第3条 生成A I の利用は、安全かつ効果的に活用することにより、業務の効率化及び市民サービスの向上を図ることを目的とする。

(生成A I 利用の基本原則)

第4条 生成A I の利用に当たっての基本原則は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 人間中心の原則 最終的な意思決定と責任は職員が負うこと。
- (2) 透明性と公平性の原則 市民に対し、生成A I の活用状況を必要に応じて開示し、不当な差別や偏見を排除すること。
- (3) 安全第一の原則 個人情報及び機密情報の保護を最優先とすること。

(生成A I への入力に関する制限)

第5条 生成A I には、情報漏洩対策のために、次の情報を入力してはならない。

- (1) 個人情報 氏名、住所、生年月日、マイナンバー等、特定の個人を識別できる情報
- (2) 機密情報 非公開の会議資料、政策立案中の内部検討資料、法務相談内容
- (3) セキュリティ情報 I D、パスワード、ネットワーク構成、庁内システムの脆弱性に関する情報

(生成A I からの出力に関する留意事項)

第6条 生成A I から出力された回答を妄信することなく、次のプロセスを経て業務に使用しなければならない。

- (1) ファクトチェック 生成された情報に誤り（ハルシネーション）がないか、法令、例規、公式統計などの一次資料を用いて職員が照合すること。
- (2) 公平性の検証 回答内容に特定の属性（性別、年齢、地域など）に対する偏見が含まれていないか、職員の目で精査すること。

- (3) 著作権の確認 既存の著作物と酷似していないか、権利侵害のおそれがないか、職員目で確認すること。

(画像生成)

第7条 生成A Iによって作成された画像は、作成された画像の著作権、正確性及び公序良俗への適合性について、利用した職員が最終的な責任を負うものとする。

2 次の用途での生成A Iの画像の作成及び利用を禁止する。

- (1) 市民個人が特定される画像 実在する市民又は職員の写真を元にした加工や生成
- (2) 公的な意思決定に関わる資料 統計データや公的証明書など、事実誤認が許されない資料への挿絵・図解としての利用
- (3) 誤解を招くおそれのある加工 実在する公共施設や市役所周辺の風景を、事実に反する形で改変すること。
- (4) フェイク画像の作成禁止 公的機関として、誤解を招くような偽画像（いわゆるディープフェイク）を生成し、SNS等で拡散する行為
- (5) 情報の入力制限 生成A Iに入力するプロンプト（指示文）に、未公開情報、個人情報、機密情報を含めること。
- (6) 不適切なコンテンツの排除 公序良俗に反するもの、差別的表現、暴力的な表現を含む画像を生成・使用してはならないこと。

3 画像の生成に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 特定のアーティストや著作物の模倣の禁止 特定の著名なイラストレーターや漫画家、著作権で保護されたキャラクターの作風を指定した生成を行ってはならない。
- (2) 商用利用の確認 利用するクラウド型生成A Iサービスが商用利用を許可していることを必ず確認すること。
- (3) 学習データの権利関係 著作権侵害が懸念されるモデルを意図的に選択しないこと。
- (4) 出典の明記 生成A Iにより生成された画像を市の広報物やウェブサイトを使用する場合は、生成A Iを利用した旨を注釈で明記すること。
(記載例)「この画像は、生成A Iを使用して作成しました。」
- (5) 生成された画像が、社会通念上不適切な内容を含んでいないか、複数人でのチェック体制を経て使用すること。

(分析業務)

第8条 生成A Iを活用し、設計図面等のデータをアップロードして分析を行う場合は、次のプロセスを経て業務に使用しなければならない。

(1) 生成A Iによるプレチェック

ア 図面分析用チェックリスト(別表第1)に基づき、生成A Iによる一次確認を行う。

イ 利用したプロンプト(指示文)と生成A Iの回答を保存する。

(2) 職員による検証

ア 生成A Iの抽出結果にかかわらず、担当者は必ず図面(原本)と突き合わせる目視確認を行う。

イ 生成A Iが指摘した事項に対し、「修正済み」「検討不要(誤検知)」等の判断を付記する。

(3) 確認結果の保存 生成A Iによるチェック結果に確認記録書(別表第2)を添付して公文書として保管する。

2 生成A Iを活用し、設計図面等のデータをアップロードして分析する場合、次に掲げる行為を行ってはならない。

(1) A Iの出力結果について修正・確認を一切行わずに、そのまま設計図書等に反映させること。

(2) 機密情報を許可されていないクラウド型生成A Iシステムに入力すること。

(運用体制)

第9条 利用する生成A Iは、セキュリティポリシーで定める情報システム管理者(以下「情報システム管理者」という。)が別表第3で指定するシステムとし、これに該当しないクラウド型生成A Iシステムの利用は禁止する。

(研修)

第10条 生成A Iを業務で利用する全ての職員(会計年度任用職員等を含む。)は、情報システム管理者が指定する研修を事前に受講しなければならない。

2 前項に規定する研修受講後、受講済証の発行又は確認をもって、システムの利用権限を付与するものとする。

(事故報告)

第11条 個人情報や機密情報の流出が疑われる場合は、直ちに利用を停止し、セキュリティポリシーで定める情報セキュリティ責任者に報告しなければならない。

らない。

(利用制限)

第12条 情報システム管理者は、必要に応じて生成A I システムの利用を制限することができる。

(見直し)

第13条 この実施手順は、今後の運用状況などを踏まえて、随時見直しを行う。

(その他)

第14条 この実施手順に定めるもののほか、生成A I システムの利用に関して必要な事項は、情報システム管理者が別に定める。

附 則

この実施手順は、令和8年8月20日から施行する。

別表第1（第8条関係）

図面分析用チェックリスト

1 図面間の整合性（不整合チェック）

- ☐ 図面番号と図面名称の不一致 各図面（平面図、立面図、断面図など）のタイトルとファイル名・図面番号に矛盾がないか。
- ☐ 縮尺表記の統一 全ての図面で縮尺表記（1/100、1/50 等）が正しいか。また、図面内の寸法線と実際の縮尺に明らかな乖離がないか。
- ☐ 関連図面との数値整合 平面図の「開口部位置」と、立面図の「窓・ドアの位置」が一致しているか。また、断面図の「階高（FL～FL）」が、平面図の「階高指定」と一致しているか。

2 表記・規定の遵守チェック

- ☐ 専門用語の統一 同じ部位を指す名称が「スラブ」「床版」のように混在していないか。
- ☐ 特記仕様書の反映 特記仕様書に記載された「耐火性能」「断熱材の種類」「仕上げ材の仕様」が、各平面図・詳細図の図面注記に漏れなく記載されているか。
- ☐ 禁止用語・非推奨表現 設計図書として不適切な表現（「現場指示とする」「適宜調整」など、責任を曖昧にする表現）が使われていないか。
- ☐ 国・県・その他各種最新の基準等に合致しているか。

3 事務的ミス・抜け漏れチェック

- ☐ 方位記号の有無 全ての平面図に方位記号が記載されているか。
- ☐ 凡例の網羅性 図面内で使用されている記号や色分けが、凡例（凡例表）に全て網羅されているか。
- ☐ 単位の表記 寸法や面積の単位（mm、m、m²等）が図面全体で統一されているか。
- ☐ 日付と版数 提出図書の全ての図面に、最新の作成日と版数が記載されているか。

4 図面のマスキングに関するチェック

- ☐ 氏名・電話番号・印影などの個人情報、全て削除されているか。
- ☐ 敷地境界や所有権に関わる機密情報は、全て削除されているか。
- ☐ 財産・地権情報 地権者名や境界確定の経緯など、公にすべきでない権利関係の記載は、削除されているか。
- ☐ 防犯カメラの配置図や警戒範囲を示す詳細図、入退室管理システムの詳細な配線図や構成図、避難経路図のうち、機密性の高い管理用通路などのセキュリティ上秘匿すべき情報は、削除されているか。
- ☐ 必要最小限の図面範囲のみを抽出しているか（不要な図面を混入させていないか。）。
- ☐ マスキングが物理的又は電子的に削除（黒塗り・白抜き）されたものであるか。

別表第 2（第 8 条関係）

確認記録書	
項 目	記載内容
対象図面名	〇〇工事 設計図面（〇月〇日版）
A I 利用の有無	有（使用ツール：〇〇）
A I による指摘内容	〇〇箇所（別紙のとおり）
担当者の検証結果	A I による指摘箇所のうち〇〇箇所は誤検知と判断した。
最終判断者氏名	

別表第 3（第 9 条関係）

生成 A I 名称
QommonsAI